

食品等自主回収報告制度実施要綱

(平成 22 年 5 月 28 日付け薬第 367 号)

(一部改正 平成 27 年 9 月 17 日付け薬第 1120 号)

1 目的

この要綱は、営業者が食品等の自主回収に着手した場合、その旨を県に報告し、県はその情報を把握したうえで営業者に対する必要な指導、関係する自治体への情報提供、県民への公表を行うことにより、回収を促進し、危害の発生の未然防止を図ることを目的とする。

2 定義

この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「食品等」とは、食品（食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 4 条第 2 項に規定する食品をいう。）、添加物（同条第 2 項に規定する添加物をいう。）、器具（同条第 4 項に規定する器具をいう。）又は容器包装（同条第 5 項に規定する容器包装をいう。）をいう。
- (2) 「自主回収」とは、営業者が製造等を行った食品等において、食品衛生法に違反するもの、食品表示法に違反するもの又は健康への悪影響が想定されるものについて、自らの判断で回収を行うものをいう。
- (3) 「営業者」とは、製造等を行う人又は法人をいう。
- (4) 「製造等」とは、製造、加工、輸入又は販売をいう。

3 報告を行う営業者

県内で製造等を行う者であり、出荷先又は販売先が県外に及ぶものを含む。

4 報告の対象となる食品等

- (1) 食品衛生法に違反するもの
 - ア 販売等を禁止される食品及び添加物（法第 6 条第 1 号から第 4 号に該当するもの）
 - イ 販売等を禁止される病肉等（法第 9 条第 1 項に該当するもの）
 - ウ 基準又は規格に合わない食品及び添加物（法第 11 条第 2 項及び第 3 項に該当するもの）
 - エ 販売等を禁止される有毒有害な器具又は容器包装（法第 16 条に該当するもの）
 - オ 基準又は規格に合わない器具及び容器包装（法第 18 条第 2 項に該当するもの）
 - カ 虚偽表示等の食品及び添加物（法第 20 条に該当するもの）であって健康被害に影響のあるもの

(2) 食品表示法に違反するもの

食品表示基準に従った表示がなされていない食品（添加物を含む）

（食品表示法第5条に該当するもの）

(3) 健康への悪影響が想定されるもの

ア 衛生管理の不備による異常

イ 健康上の被害が生じているもの

ウ 行政処分を受けた場合であって、対象処分品と同様の違反が疑われるもの

5 報告事項

(1) 自主回収着手時

ア 報告が必要な情報

① 回収する食品等の商品名（名称）

② 回収する食品等を特定する情報（形態、容量、消費期限又は賞味期限、ロット番号等）

③ 食品等の出荷又は販売年月日、出荷又は販売先、数量

④ 回収を開始した年月日

⑤ 製造等が行われた事業所の名称及び所在地

⑥ 回収の理由

⑦ 回収に至った原因

⑧ 回収方法（回収方法、回収情報の周知方法、問い合わせ先、回収品の保管場所、回収終了予定等）

⑨ 県ホームページでの公表の可否

⑩ 想定される健康への影響

⑪ 担当者所属部署及び担当者名

イ その他参考となる添付資料

① 製品又はパッケージの写真等

② 表示（コピー、写真等）

③ 出荷先又は販売先リスト

④ 自主検査の結果（検査を行った場合）

⑤ 異物にあっては、その写真等

⑥ 社告、ホームページ等の公表内容

(2) 自主回収終了時

ア 報告が必要な情報

① 回収された食品等の商品名（名称）

② 回収終了年月日

③ 回収された食品等の数量

④ 回収に至った原因

⑤ 再発防止のために講じた措置

- ⑥ 回収された食品等の保管場所及び処分等の方法
- ⑦ 廃棄処分等を行う実施時期
- ⑧ 担当者所属部署及び担当者名

6 自主回収の着手及び終了の報告

- (1) 営業者は、製造等を行った食品等について自主回収に着手した場合は、速やかに自主回収着手報告書（様式1）を営業所の所在地を管轄する保健所長又は食肉衛生検査所長に提出することとする。
- (2) 営業者は、(1)の自主回収を終了した場合には、自主回収終了報告書（様式2）を営業所の所在地を管轄する保健所長又は食肉衛生検査所長に提出することとする。
- (3) 保健所長及び食肉衛生検査所長は、(1)、(2)の報告書を薬事衛生課長あて報告するものとする。
- (4) 薬事衛生課長は、(1)の報告書において、自主回収する食品等が県外に流通する場合は、関係する自治体へ情報提供するものとする。

7 自主回収情報の公表

- (1) 営業者は、自主回収に着手した場合は、消費者への注意喚起のため、必要に応じて当該回収等に関する公表を行うこと。
- (2) 薬事衛生課長は、営業者の同意が得られた場合は、自主回収情報についてホームページにて公表することができる。
- (3) (2)の公表は、自主回収終了報告書が提出されるまでの期間とする。